



## 運動部活動について (保護者の皆様へ 御理解と御協力をお願い)

運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒の自主的、自発的な活動により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導のもとに運動やスポーツを行うものであり、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしています。

一方、近年、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少、専門性を有する顧問教員の不足、生徒のニーズや保護者の要望への対応、長時間の練習など、課題も指摘されています。このような中で、和歌山県教育委員会では、国の動向やその提言を踏まえ、各中学校において運動部活動が適正に行われるとともに、運営や指導方法のより一層の向上が図られ、運動部活動が充実・発展することを願い、平成29年1月に運動部活動を行うに際して考慮されたい基本的な事項、留意点等をまとめた「[和歌山県中学校運動部活動指針](#)」を策定しています。

また、平成30年3月にはスポーツ庁が「[運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」を作成し、学校の運動部活動に対する国としての方向性を示しています。

そこで、和歌山市では2019年度は、下記に示す内容を遵守し、中学校運動部活動の運営をすることとなりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 「和歌山県中学校運動部活動指針」に基づいた各校の運営について

和歌山市教育委員会

#### 1. 休養日の設定

・1週間の内、2日は休養日を設ける。休養日は、原則、土・日どちらか1日と平日1日とする。

\* 大会等で休養日を土・日に設定できない場合は、月曜日を休養日とするなど、適宜、振り替えを行う。その場合でも、月に4日以上、土・日を休養日とする。

#### 2. 活動時間の設定

・平日は、2時間程度(朝練習を含む)を原則とする。交通安全や生徒指導上の諸問題等に配慮して、日没時刻を踏まえて下校時間を設定する。

・学校の休業日(学期中の土・日を含む)は、特別な場合を除き、3時間程度とする。

・週当たりの活動時間は、16時間未満とする。

(活動時間とは、身体活動を行う時間であり、ミーティング等身体を動かさないものは含まない。)

## 部活動 春の大会の様子



## 和歌山北警察署 オールロック運動

5月8日に和歌山北警察署で、オールロック運動が開催されました。和歌山北警察署管内でも、自転車の盗難被害が数多く報告されています。その多くが鍵をかけていなかったことによる被害だそうです。本校でも自転車の鍵かけを推進してほしいと、和歌山北警察署長から推進リーダーに任命されました。

